

「放射能に関する意識・行動調査」

調査へのご協力をお願い

日頃より、群馬大学社会情報学部における教育研究にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。本学部では、2011年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故による被害に関する調査および被災者支援に取り組んでおります。

このたび、平成25年度群馬大学地域貢献事業の一環として、沼田市にお住まいの幼稚園、保育園(所)又は小学校に通われているお子さんの保護者を対象として、放射能に関する意識や行動を調査し、今後の地域社会における放射能汚染対策のあり方を検証するため、アンケート調査を実施することとなりました。

本アンケートにご回答いただきました内容および個人情報は、本調査の目的以外で使用することはありません。ご多忙とは存じますが、本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

群馬大学社会情報学部 西村 淑子

回答にあたっての留意事項

- ▶ お子さんの食生活や健康状態についてよくご存じの方が、回答してください。
- ▶ アンケート用紙の各質問項目について、回答欄の選択肢のうち、該当するものに☑(チェック)し、
 のなかに記入が必要な場合は、具体的な内容をご記入ください。
- ▶ ご回答いただいたアンケート用紙は、封筒に入れ、 月 日()までに担当者に、提出してください。

《アンケートに関するお問い合わせ先》

調査実施責任者: 西村 淑子

群馬県前橋市荒牧町四丁目2番地 群馬大学社会情報学部(行政法研究室)

電話 027-220-7492(直通)

E-Mail: yoshiko@si.gunma-u.ac.jp

アンケート回答後にお読みください。

放射能対策に関する知識について

▶ 放射性物質の半減期について

放射能は、時間がたつにつれて弱まり、放射性物質の量は減っていきます。放射能の量が半分になるまでに掛かる時間を半減期といい、その減り方は規則性をもっています。

放射性物質	半減期
ヨウ素 131	約 8 日
セシウム 134	約 2 年
セシウム 137	約 30 年

▶ 食品に含まれる放射性物質の暫定規制値(平成24年4月1日より施行)

食品群	暫定規制値
一般食品	100Bq/kg
乳幼児用食品	50Bq/kg
牛乳	50Bq/kg
飲料水	10Bq/kg

▶ 沼田市が実施している学校給食放射性物質検査について

沼田市学校給食センターは、NaI(Tl)シンチレーション検出器により、市内3ヶ所の各調理場で、月2回、調理済み食材(1食分ミックス)の検査を実施し、検査結果を沼田市のウェブサイトで公表しています。

▶ 一般公衆の年間被ばく線量限度について

ICRP(国際放射線防護委員会)1990年勧告は、一般公衆の年間被ばく限度を1mSvとしています。

▶ 汚染状況重点調査地域について

放射性物質汚染対処特措法に基づき、放射線量が1時間当たり0.23μSv以上の地域を含む市町村域について重点的に調査測定が必要な地域として指定されている地域です。群馬県においては、沼田市の他、桐生市、沼田市、渋川市、安中市、みどり市、下仁田町、中之条町、高山村、東吾妻町及び川場村(合計10市町村)が指定されています。

▶ 原発事故子ども被災者支援法について

原発事故による被災者、特に子どもに配慮した生活支援等施策を推進するための法律です。本法は、国は、「支援対象地域」で生活する被災者を支援するため、医療の確保、子どもの就学等の援助、学校等における食の安全・安心の確保、放射線量の低減及び生活上の負担の軽減のための地域における取組の支援等に関する施策を講じなければならないと定めています。